

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

パート退職金

Q：この度、当社のパートタイマーが辞める事になり、退職金を支給する予定です。どのような条件で退職金をパートタイマーに支給すれば、退職所得になるのでしょうか。

A：退職金をもらう側にとっては、所得税の計算上、退職所得は給与所得より多くの控除が認められているため、会社から支給された退職金が退職所得なのか給与所得なのかは大きな問題です。ところが、パートタイマーへの退職金については、所得税法で何が退職所得に当たるのかの規定はなく、これまで経営者にとっては判断が難しいところでした。

このほど、「どのような支給基準によるものがパートタイマーの退職所得にあたるのか」という国税局内部で使われている次のような基準が明らかになりましたので、ご参考にして下さい。

1 ①給与所得について日額表(日割り計算)の適用者は、どのような退職金も退職所得と認められない。

②給与所得について月額表(月割り計算)の適用者が、退職所得の対象者となります。

2 いったん退職金を受けたパートタイマーが、その会社に再就職する場合には、2回目に会社が支払う退職金の計算上その人の勤続年数は再就職した時からとする。

上記のような支給基準による退職金は、パートタイマーにとって退職所得になると思われませんが、退職金の取扱いにはくれぐれもご注意下さい。

